

**食品の表示制度に関する懇談会意見
(第 1 回意見及び意見ペーパーによる意見の整理)**

表示の目的等	．．．	1
表示項目の見直し	．．．	2
表示違反の監視及び是正のための措置	．．．	6
情報提供等	．．．	8
法律及び組織	．．．	9
その他のご意見	．．．	10

食品の表示制度に関する懇談会意見（第１回意見及び意見ペーパーによる意見の整理）

表示の目的等

1．表示の目的

表示制度の目的の違いは理解するが、表示を最終的に利用するのは消費者である。

食品衛生法、ＪＡＳ法、景表法には各々法の目的がある。

消費者の「情報を提供される権利」と「選ぶ権利」を表示制度の目的として明確に位置付けるべき。

消費者から見て選択と安全の確保のために必要な表示がなされているか。事業者にとっては、わかりやすいことが必要。

食品表示をめぐる公益の確保のためには、複数の異なる観点からの制度・規制が並立し協働することが必要となる。しかし、だからこそ、食品の安全性ないし国民の健康保持という大局的立場から、多様で複雑な諸制度・諸規制を総合する視点が求められていることも否定できない。

消費者にとって何が大事かという議論はあるが、そもそも消費者とは何か。１億２千万人全てが対象か、平均像を対象とするか。

生活者がどのような情報をどの程度求めているのか検討する必要。

情報が多すぎることは消費者には活用が難しくなる。

安全と品質の区分けにどう対応するか。現在は不安、混乱で境目がなくなっている。

食品衛生法の表示は、消費者の選択にかかわるのか。

消費者から見た望ましい食品表示制度は、「利用する消費者がわかりやすい表示項目であること」であり、ア．事故・危害の防止に役立つこと、イ．商品の選択に役立つこと、ウ．正確で誤認を生じさせないことである。

2．食品安全基本法

- 表示に関する一元的な原則事項（消費者にとってあるべき食品表示についての定義規定、食品への誤った表示、表現、広告の一般的禁止規定、性状、内容、品質に関して誤解を与える表示の禁止規定）を、「食品安全基本法」で規定する。

表示項目等

(1) 表示項目の見直し

1 . 全般

表示事項の拡大と簡略化の必要性

3法それぞれに決められている表示すべき内容を、ア．商品の特性に合わせ、イ．必要不可欠な項目に絞り込み、ウ．統一できるところは統一してシンプルなものにしていくとよい。

表示の仕方・され方は、ア．コストアップにならない配慮、イ．生産者、納入業者、小売業者が無理なく実行できるかどうかといった配慮を念頭に置くべき。

消費者が望む様々な表示情報については、現行の有機食品の表示のような方法が望ましい。

表示制度が複雑化し、参照法令等が増加し、詳細がわからず、中小企業の対応が困難。

2 . 義務表示と任意表示

消費者の商品選択に必要な項目としての「必要表示事項」と特定の項目を表示する場合に守るべき「特定事項の表示基準」を定める。

一括表示項目とその他の情報提供手段（店頭掲示、IT活用による情報提供など）による項目を整理し、併せて、表示・情報提供項目を法定のものと任意のものに再整理すべき。

義務表示事項は、食品の安全性や品質の差、消費者への情報提供のため真に必要なものに限定すべき。

表示項目について本当に必要なものを議論することが必要と考える。制度が複雑になれば違反も増える。

衛生的かどうかという表示も、出所（産地）がどこかという表示も重要。

JAS法については、トレーサビリティの手技を用いチェックができるものから義務化を図るべきである。

容器包装に入れられていない、又は、包装されていない加工食品は義務表示対象外だが、対象とする必要性の有無について検討してほしい。それで消費者の関心にこたえられているのかどうか、検討する必要。

3．検証方法

JAS法の品質表示は最近対象品目を大幅に広げているが、これだけの表示項目を検証できるのか。農林水産省の説明では、社会的な検証等でできると聞いたが、一連の事件をみると疑問。同じことを繰り返さないためにも検討をしっかりとやるべき。

表示の真正を挙証する検査技術について、EUはプロジェクトを実施しているが、日本では未確立なものが多い。社会的な検証方法だけでなくEUと同様に表示の真正を挙証する科学的な検証方法を早急に確立し実施すべき。

JAS法の科学的立証方法にはまだ大きな困難があり、それらの検査が常時全国展開できるのか疑問が残る。

4．誤認を与えない表示

表示の優良誤認が生じないように、国として一定のガイドラインを示すことが重要。

景表法の「誤認を与える、与えない」の基準が不明瞭であり、運用基準の作成が必要。

5．個別事項

「国産牛」、「和牛」の違い等、表示ルールがわかりにくいものがある。

個別品目ごとに、消費者の関心の度合い等を勘案しつつ、加工食品の原料原産地表示を導入する方向で検討をすすめるべき。

原料原産地の義務表示は低次加工品であって特に必要があると認められるものに限定すべき。

国産品だけに原料原産地表示義務をかけることにより、国内加工業の空洞化が懸念される。

「凍結前加熱の有無」の表示のように、行政の点検には必要だが、消費者にとって調理・使用方法とも関係ないため、一括表示などの見やすい場所に表示する必要性はあまりない。

(2) 重複表示事項、用語、定義等の見直し

1 . 重複表示事項

複数の法律にまたがらない表示規制

同じ表示項目については複数の表示制度で重層化することを極力さけるべき。

品質表示基準の全品目への拡大や添加物表示、遺伝子組換え食品表示等により、個別の表示制度の境界があいまいになり結果的に入り組んでしまっている。

食品衛生法とＪＡＳ法との間では多くの点で重複が見られる。

遺伝子組換え食品の表示については食品衛生法とＪＡＳ法で規制しているがＪＡＳ法だけではダメなのか。

2 . 用語・定義等の相違

用語の統一、定義の整合性を図る。

消費期限、品質保持期限と賞味期限の用語の統一を検討すべきである。

法制度により名称について、「名称」、「品名」、「種類別名称」などがある。

複数の業者（国）の手を経る加工食品の「製造者」、「加工者」、「輸入者」表示の使い分けが消費者にはわかりづらい。例えば、「原料原産地」、「加工地」、「最終パック地」が異なる加工食品の場合で、特に加工地が海外である場合は、輸入業者が表示され最終パック業者の表示が不要となるが、商品の内容に最終責任を持つ国内業者の連絡先は必要。

バルク輸入食品の小分け包装がＪＡＳ法では加工に当たらず、食品衛生法では加工に該当する等の定義の違いを統一すべきである。

表示の文字の大きさを食品衛生法は「号」で、ＪＡＳ法は「ポイント」で示しており統一すべき。

冷凍食品の保存温度は、食品衛生法では「－１５ 以下」で、調味冷凍食品の保存温度は、ＪＡＳ法では「－１８ 以下」とされており統一すべき。

3 . 品質表示基準

ＪＡＳ法改正によりすべての加工食品に対し品質表示が義務付けられたが、個別品質基準並びに表示方法が定められているものはその規則を参照することとなる。ＪＡＳ法の枠内とはいえ、規格基準が複数にまたがるのは混乱の元である。

加工食品の原料原産地表示の方向性、牛は飼養場所が変わり、お茶は中間品で移動して最終加工されるが、このような食品の原産地の扱いについて検討して欲しい。一定のガイドラインや自主基準等が必要かどうか検討すべき。なお、今後検討する場合には、産地の意見も聴取する必要がある。

(3) 表示手法

「表示」には、商品、容器、または包装、ビラ、パンフレット、ポスター、看板、ネオンサイン、新聞、雑誌、その他の出版物、テレビ、ラジオ、電話、インターネット等による表示、広告のすべてを含むこと。

多くの商品が小型化し、表示に割けるスペースが小さくなっている。他方、高齢化に伴い、表示の文字は、大きく、見やすくという要請が強くなっている。

表示面積が30 cm²に近いものは、加工食品品質表示、遺伝子組換え表示、アレルギー表示、容器包装識別表示と義務表示対象が増加しており、文字のポイント数が決められているものが多いことから、表示が技術上難しい。

利用に関する表示は、表示したい内容以外に決められた全ての項目の表示が求められるため、スティック飴のような表示面積の少ない表品の場合、表示が困難。

消費者の認識可能な範囲には限界があり、一括表示、ラベル表示に限られる。

ラベルによる表示だけでは消費者の増加する要求に応えることは困難。ラベル表示で義務付けるものを限定し、いろいろな形態による方法により、全体としての情報提供の中で適切に消費者への情報提供に対応すべき。容器包装への表示以外の表示方法も考慮すべき。(磁気、バーコード等)

(4) その他の表示項目

Codex 等国際食品規格、表示基準等との調整について従来以上に配慮する必要がある。

法律では、消費期限表示のみで良いとされているが、スーパーからの要望で消費期限と製造年月日の両方を表示せざるを得ないことがある。

加工食品及びその原材料が増加し、既存の商品分類に収まりきらないものが増えており、弾力的な対応が必要である。

表示違反の監視及び是正のための措置

(1) 監視体制のあり方、監視体制の充実

1 . 監視体制

検査体制の強化を積極的に行っていく必要。

内部告発によらない表示チェック機構の整備（マルチ権限を持った検査官は可能か？）

内部告発に頼らなければ不正表示を見抜けないというのでよいのか。立入検査にも限界はある。

監視体制は整ってきていると思うが、監視を行う人数が少ないのではないか。

公正取引委員会の増員は必要。

監視体制が十分ではなく、特に地方自治体間での J A S 法の監視体制に温度差。

監視業務体制に法律間の連携がない。チェック体制の一元化を図るべき。

調査結果の情報の共有化がなされていない。

消費者によるチェックなども含め、多様な方法により監視する仕組みが必要。

食品衛生法は、消費者の健康保護が目的であるため、厳正なチェック機能が整備され、表示の訂正を含め処分が頻繁に行われており、そこでは、監視において可能な技術が行使できる形になっている。

J A S 法の実地表示は、科学的にチェックの方法がない。監視などチェックを行う人材も都道府県には配置されていない。

景表法での運用は、職権による探知も委嘱された消費者モニター 1 , 0 0 0 人によるものとなっており、その運用には苦勞が伺われる。

食品工業等は対象が膨大であり、これでは違反も増える。また、監視体制を整えたとしても全面的な配慮は難しいだろう。

偽装表示問題が食品の加工・流通過程から生じていることから、加工・流通に対する監視体制を強化することが重要。

2 . その他

食品衛生監視票の監視項目と採点基準に地域差がある。

表示制度を変えることで偽装表示は防止できるのか。

（流通）業界による表示の自己点検を認証する制度

(2) 是正措置

1 . 制裁措置

不正表示は、事業者モラルの問題。行政による調査・監視・企業名公表等の厳しい対応を求める。

企業が違反をしたら立ち上がれないようなダメージを受けるしくみが必要。

法律間の罰則を比較して均衡を図るべきである。

J A S 法の改正により、一層の表示適正化が期待されるが、現行の表示制度があまりに複雑で統一されていないこと等を考慮し、軽微なもの等については、直ちに指示、公表という措置ではなく、指導にとどめるとともに、指示、公表の明確な基準を作成、公表すべき。

表示違反に対する是正措置を統一する。

景表法上の排除命令違反に対する罰則について、独禁法 9 5 条 1 項 2 号所定の罰則（ 2 年以下の懲役又は 3 0 0 万円以下の罰金）を、同法 9 5 条 1 項 1 号の場合（行為者に対する先の罰則に加え、法人に 5 億円以下の罰金）に即して強化することも検討に値しよう。

2 . 内部告発者の保護

- 内部告発者保護は重要な課題

(3) 企業内努力

企業の自助努力が重要。

企業に最低限の義務的なルール、コンプライアンスの仕組みをうまくつくらせて、動かせることができるように、税制などで誘導することができないか。

行政が監視をすべて行うのは無理。企業が自主基準の設定と外部の目を入れたチェック機能の整備を行うことが必要である。

行動規範を作れば守ってくれるというのは、これは性善説である。

情報提供等

(1) 行政による消費者への情報提供及び企業への周知徹底

行政による企業への周知徹底、消費者への情報提供は重要
表示制度の改正の都度「消費者への啓蒙を行う」とされているが、消費者、流通業者に対する教育や啓蒙・指導が極めて消極的ではないか。(例えば、スーパーは製造日について強く記載を要請する。)
原材料名、添加物の書き方、賞味期限の意味(開封前であること)等、消費者への啓蒙が必要。
品質保持期限、賞味期限と消費期限の関係等消費者が知らないものもあるので、表示をわかりやすくすることが重要である。
具体的事例を豊富に使ったわかりやすいQ & Aを作成するとともに、説明会を行う場合には説明に留まらず、十分な質疑応答の機会を持つべきである。
官報では変更点しかわからないので、新旧対照表があるとよい。

(2) 相談窓口等の一本化

食品表示に関する相談窓口の一元化と対応の総合性
1カ所ですべての表示(特に義務表示)がわかる行政窓口の設置が求められる。
問い合わせ窓口が複線化することにより、担当事項以外の問い合わせに対応不可能。

(3) 表示制度の検討のあり方

消費者・事業者などすべての利害関係者の参加に基づく横断的な検討の場がない(業界団体と消費者、学識者間の情報量に格差、公正競争規約は自主規制検討の協議体が公正取引委員会により承認されており不利益な表示事項は規約に盛り込まれない傾向)
表示のルール変更に当たっては、消費者の意見を反映させるべき。
表示ルールを定める場合、草案段階で、今以上に民間企業(又は業界団体)を絡めて検討してほしい。
アレルギー表示のように変更があると対応に困るので、十分に検討してから決めてほしい。

法律及び組織

(1) 表示制度の一元化

表示に関する基本的事項等について「食品表示法（仮称）」を設けて一括化し、既存の法制度で規定されている事項を編入する。（表示項目、科学的挙証方法を中心とした真正評価方法など。）

食品衛生法、ＪＡＳ法、景表法、計量法、栄養改善法など食品の表示に関する法律の一本化を図る。

消費者にも事業者にもわかりやすく記載しやすい法律の一本化も含めた統一的な表示制度の構築。関係省庁間で連携のとれた統一的な運用及び現場への指導が必要。

複数の省庁から提案された食生活指針が閣議決定されたように、表示制度についても一本になる方向で検討してもらいたい。法律の目的が異なるので法律の一本化は難しいが、整合性の可能性はある。

制度そのものを一元化することが妥当な部分（ア）を明らかにし、他方で、食品の表示に関係する制度であっても、その性質上、各行政庁ごとに分立した制度として維持することが妥当な部分（イ）を特定することが要請されている。たとえば、食品衛生法、ＪＡＳ法の間に前述アに該当する点がみられ、他方で、景品表示法については、独占禁止法の付属法令として位置づけられることから、基本的には前述イに該当することとなる。

制度の一元化は慎重かつ大胆に対応すべきで、環境省と他の関連省庁との関係のあり方が一つの参考事例。

(2) 行政組織の一元化・役割分担

中央省庁においても、表示制度を担当する組織を一元化（内閣府に置き、食品表示審議会を設置）し、食品衛生部局や食品産業部局と連携協力する。監視体制も表示項目全般を対象に実施。

食品が安全であるか否かを厚生労働省でチェックし、農林水産省のＪＡＳ法に基づく表示により消費者が選択、表示が正しいか否かを公正取引委員会で体制をしっかりと整えて監視するといった一連の流れで考えてはどうか。

各省庁において行政上可能な表示を検討していくべき。

任意表示は各省庁が現行のように責任を持って行い、義務表示は一本化する。

厚生労働省が安全性の確認をし、健康上のトラブルの発生を防ぐために表示しなければならない事項を明示。現在は任意表示であっても義務表示にする必要性ができたり、新しい食材が開発された場合など必要があれば明示。これを受け、農水省が現行の横断的表示項目に付け加え表示する。

義務表示の監視は農林水産省で行うか又は公正取引委員会と共に行う。監視体制を強化すると共に内容方法などを明確にし、現在のＪＡＳ法の権限強化を図る。

地方行政の監視業務や窓口相談業務等については、一元的な運用が図られるように部局の再編を検討することを含め強化促進する。

行政の窓口機能を一本化して、ワンストップ・ショッピング方式で対応することが必要。

その他のご意見

1．改正時期

表示改正が毎年のようにあり、企業としては対応に追われ、コストもかかっている。
制度の周知、表示変更のコストへの配慮から、法改正を行う時期、施行日を同時にすべき。

2．地方条例等

地方条例による上乗せの表示事項が盛り込まれると、消費者の理解が難しくなる。
自治体がどのような条例でどのような基準を設けているか容易に把握できない。

必ずしも全国一律の表示規制をかける必要がない場合もある。特にファーマーズ・マーケットなど顔の見える関係の地場流通販売については、消費者の権利が尊重されることを基本としつつ、例えば市町村長の特認の形で独自の表示規制を行うことができるような仕組みについて検討する必要。

3．その他

国別に認可されている添加物等が異なる等の問題があり、国際的整合性を図る必要がある。

海外から原料を輸入する際に、相手先に日本のアレルギー表示に関わる管理レベルがコンタミネーションにまで及ぶことを理解させるのが困難である。

輸入品に関して企業として入手サンプルで十分検査を行っているが、試験法の整備や熟練に時間を要する。

食品の分類表、統計コードの整合性